

情報モラル啓発資料⑥（家庭啓発用） ～個人情報と著作権について～

学校便りや学級通信、学校ＨＰ等に、以下の資料をコピー＆ペーストして活用してください。編集可能なテキストと、そのまま貼り付けられる画像を以下に準備しています。テキストについては、必要に応じて内容を編集されて構いませんので、積極的に活用してください。

↓ 編集可能テキスト ↓

インターネットを使う上で気をつけるべき情報の取り扱いについて

インターネットを使う上で気をつけなくてはならないのが、情報の取り扱いについてです。中でも特に重要な個人情報と著作権の２つについて、ご紹介します。ぜひ、ご家庭でも話題に挙げてください。

個人情報について

個人情報とは特定の個人を識別できる情報のことで、単体で個人を識別できるもの（氏名、住所、顔写真など）だけでなく、他の情報と照合することで識別が可能になるもの（運転免許証やパスポートの番号、メールアドレスなど）も含まれます。つまり、その人に関する情報はすべて個人情報になりうるということです。

◆個人情報を取り扱う際の注意点

- ・ 個人情報を取得し利用する際は目的を伝え、勝手に使わない。
- ・ 取得した個人情報を利用目的以外に使わない。
- ・ 個人情報を第三者に提供する際は、予め本人の同意を得る。
- ・ 個人情報を安易にインターネット上にのせたり、入力したりしない。



著作権について

誰かが創作した著作物には著作権が存在します。それは商品として売られているものにかぎった話ではありません。

誰かがSNS上に投稿した写真も、児童生徒が描いた絵も著作物であり、著作者の許可なく使うと、著作権の侵害となる可能性があります。



【児童生徒が陥りがちな「著作権」トラブル】

- ・ テレビの録画番組等を動画サイトにアップロードする。
- ・ SNSの自分のアイコンに、アニメのキャラクター等の画像を使用する。
- ・ ガイドラインを確認せずに、ゲーム実況動画をアップロードする。 など

☆「公益社団法人著作権情報センター」のサイト☆

『みんなのための著作権教室』 <http://kids.cric.or.jp/index.html>

インターネットを使う上で気をつけるべき情報の取り扱いについて

インターネットを使う上で気をつけなくてはならないのが、情報の取り扱いについてです。中でも特に重要な個人情報と著作権の2つについて、ご紹介します。ぜひ、ご家庭でも話題に挙げてください。

個人情報について

個人情報とは特定の個人を識別できる情報のことで、単体で個人を識別できるもの(氏名、住所、顔写真など)だけでなく、他の情報と照合することで識別が可能になるもの(運転免許証やパスポートの番号、メールアドレスなど)も含まれます。つまり、その人に関する情報はすべて個人情報になりうるということです。

◆個人情報を取り扱う際の注意点

- ・ 個人情報を取得し利用する際は目的を伝え、勝手に使わない。
- ・ 取得した個人情報を利用目的以外に使わない。
- ・ 個人情報を第三者に提供する際は、予め本人の同意を得る。
- ・ 個人情報を安易にインターネット上にのせたり、入力したりしない。



著作権について

誰かが創作した著作物には著作権が存在します。それは商品として売られているものにかぎった話ではありません。

誰かがSNS上に投稿した写真も、児童生徒が描いた絵も著作物であり、著作者の許可なく使うと、著作権の侵害となる可能性があります。



【児童生徒が陥りがちな「著作権」トラブル】

- ・ テレビの録画番組等を動画サイトにアップロードする。
- ・ SNSの自分のアイコンに、アニメのキャラクター等の画像を使用する。
- ・ ガイドラインを確認せずに、ゲーム実況動画をアップロードする。 など

☆「公益社団法人著作権情報センター」のサイト☆

『みんなのための著作権教室』 <http://kids.cric.or.jp/index.html>

子供たちの安全なインターネット利用のために ～個人情報と著作権について～

インターネットを使う上で気をつけるべき情報の取り扱いについて

インターネットを使う上で気をつけなくてはならないのが、情報の取り扱いについてです。中でも特に重要な個人情報と著作権の2つについて、ご紹介します。ぜひ、ご家庭でも話題に挙げてください。

個人情報について

個人情報とは特定の個人を識別できる情報のことで、単体で個人を識別できるもの(氏名、住所、顔写真など)だけでなく、他の情報と照合することで識別が可能になるもの(運転免許証やパスポートの番号、メールアドレスなど)も含まれます。つまり、その人に関する情報はすべて個人情報になりうるということです。

◆個人情報を扱う際の注意点

- ・ 個人情報を取得し利用する際は目的を伝え、勝手に使わない。
- ・ 取得した個人情報を利用目的以外に使わない。
- ・ 個人情報を第三者に提供する際は、予め本人の同意を得る。
- ・ 個人情報を安易にインターネット上にのせたり、入力したりしない。



著作権について

誰かが創作した著作物には著作権が存在します。それは商品として売られているものにかぎった話ではありません。

誰かがSNS上に投稿した写真も、児童生徒が描いた絵も著作物であり、著作者の許可なく使うと、著作権の侵害となる可能性があります。



【児童生徒が陥りがちな「著作権」トラブル】

- ・ テレビの録画番組等を動画サイトにアップロードする。
- ・ SNSの自分のアイコンに、アニメのキャラクター等の画像を使用する。
- ・ ガイドラインを確認せずに、ゲーム実況動画をアップロードする。 など

☆「公益社団法人著作権情報センター」のサイト☆

『みんなのための著作権教室』 <http://kids.cric.or.jp/index.html>